

高齢者等住宅屋根



雪下ろし助成事業

高齢者世帯等の冬の暮らしの安全確保を目的に、住宅屋根の雪下ろし（雪下ろし後の排雪費用含む）にかかった費用の一部を助成する福祉事業です。（※車庫のみは、助成対象になりません。）



■助成対象世帯

町内に住所を有し、一戸建て住宅

（借家を含む。）に居住する**世帯全員**

の**町民税が非課税**で、次のいずれかに該当する世帯

（１）**65歳以上の高齢者のみの世帯**

（２）**障がい者が属する世帯**（身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A、

精神障害者保健福祉手帳1級と判定された者）

（３）**ひとり親世帯**（18歳以下の子とで構成する世帯）

※対象とならない世帯～ ①町税等を滞納している世帯、②生活保護世帯
③施設に入所又は病院に入院等をしており、住居で生活実態のない世帯

■助成額と助成回数

1回の雪下ろしに要した費用の**3分の2の額**（百円未満切捨て）

1回あたり**3万円**を上限とし、助成対象期間に**2回**まで助成します。

※町の指定事業者が行う住宅屋根の雪下ろしや雪下ろし後の排雪費用が対象です。

※助成対象期間は、利用者登録の決定日から3月31日までです。

■利用手続き

＜高齢者等住宅屋根雪下ろし助成事業の流れ（イメージ）＞



注 ⑥の領収書には次の内容を 必ず記載してもらってください。

- 宛名 ●作業実施日 ●作業場所（〇〇様宅など）
- 作業内容（除排雪・雪下ろしなど） ●領収書発行日 ●業者名および業者印

注 ⑦費用の支払いが終わったら、助成金交付申請書に

- 領収書の写し ●実施前・実施後の写真 を添えて保健福祉課に提出ください。

＜お問合せ先＞ 南幌町保健福祉課（あいくる）
高齢者包括グループ 378-5888